

瑞穂市職員措置請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

住 所
氏 名

2 請求書の提出

平成23年4月14日に請求書が提出され、一部記載誤りがあったので訂正を求め、同日收受した。

3 請求の内容

請求人提出の瑞穂市職員措置請求は、次のとおりである（原文のまま）。

- (1) 瑞穂市長堀孝正（以下「市長」という。）は、平成22年4月25日から同月28日まで海外視察の目的で職務代理者を選任している。
- (2) この間、瑞穂市長の動静は、24日、25日は公務なし、26日、27日は終日休暇で私的な海外視察である事が証明される。
- (3) しかし、平成23年4月4日付、瑞総第5号の公文書公開決定通知書による市長専用車の運転日誌の写しは、27日に10時30分から14時45分まで、セントレア空港194kmの走行記録がある（運転日誌は誤記載であると推定される）。
- (4) また、支出負担行為兼支出金調書によるとセントレア空港までの岐阜羽島インターチェンジから一宮インターチェンジを利用した高速料金が公金から支出した。
- (5) よって、平成22年4月27日の公用車の私的利用かつ違法に支出したETC使用料については、公費の不当支出で、燃料費及び有料道路通行料の返還を求める。
- (6) さらに市長の地位利用した公用車の私的利用した職務命令は権利の濫用であるので公用車の不当かつ違法な使用及びETCの使用を差止めるよう市長に勧告の措置を求める。

第2 請求書の要件審査

本件請求については、平成23年4月26日に地方自治法第242条の要件を具備しているものと認め、受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求書に記載された内容により、平成22年4月27日の市長専用車使用にあたっての燃料費、有料道路使用料が是正措置を講じなければならない違法または不当な支出であるかどうか、及び、今後の市長専用車使用にあたり必要な措置を講じなければならないかどうかを監査の対象とした。

2 監査対象部局

企画部秘書広報課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成23年5月13日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。その際、同条第7項の規定に基づく職員の立会いは行わなかった。

請求人からは、新たな証拠の提出はなく、請求書記載事項の補足として以下の内容の陳述があった。

- ・市長専用車の運転日誌の記載誤りと思われる部分は恣意的かもしれない。
- ・請求書には記載していないが、運転手及び同乗した職員の人件費と自動車の減価償却費の返還も求める。
- ・休暇中に市長専用車を使用したのは職権乱用であり市長の処分を求める。
- ・市長専用車の私的利用の差し止めを求める。

4 関係する職員からの書類提出及び事情聴取

請求書、事実証明書に関する内容についての関係・関連書類の提出及び回答文書を求めて調査し、平成23年5月13日に監査対象部局の企画部長及び秘書広報課長に対し次の事項の事情聴取を行った。

- ①請求書の記載事実には誤りはないか
- ②請求人が違法・不当とする理由についての見解
- ③請求人が求める措置の内容についての見解
- ④4月25日から28日の市長の実際の動向
- ⑤4月23日の打合せの内容
- ⑥海外視察にあたり「送り」はなくて、「迎え」だけになった理由
- ⑦空港から帰庁後の市長の執務状況
- ⑧告示は「海外視察」、市長動静は「休暇」となった理由
- ⑨職務代理期間が変更となった理由
- ⑩海外視察の資料を保有していない理由
- ⑪4月27日の市長専用車の運行状況で、乗降したインターチェンジ
- ⑫同乗した職員の出張命令

請求人が請求書に添付している事実証明書のうち、情報公開で開示している書類について間違いのないことを確認した。

企画部長からは、平成22年4月27日の市長専用車の使用は公務と認識しており、違法な支出でもないとの陳述があった。

また、この事情聴取で一部不明瞭な点があり、事実確認のため当時の秘書広報課長に対して、平成23年5月23日に事情聴取を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係

(1) 平成22年4月25日から28日の海外視察について

平成22年4月13日付けの瑞穂市告示第65号で、25日から28日まで海外視察のため職務代理者を置いている。起案文書によれば、視察先は中国の上海市、南通市とされているが、視察に至った経緯は定かでない。その後、4月27日付けの瑞穂市告示第68号で期間を28日から27日に変更しているが、これは当初、28日の朝帰国して空港からそのまま平成22年度定例第1回岐阜県市長会議に出席する予定が、飛行機の到着時間の関係で27日帰国することになったためである。

さらに、この海外視察に関する書類等は、25日から28日まで4日間の日程表と旅行代理店の25日から27日まで3日間の日程表の控えだ

けで、その他は何も保有しておらず、事実を明らかにするものはない。

(2) 平成22年4月25日から28日の市長の動静について

企画部秘書広報課によるこの間の市長の動静は、

25日(日) 公務なし

26日(月) 終日休暇

27日(火) 終日休暇

28日(水) 午後1時～ 平成22年度第1回岐阜県市長会議

となっており、26日から28日については、岐阜新聞にも同様の掲載がなされている。

(3) 平成22年4月28日開催の「平成22年度定例第1回岐阜県市長会議」について

開催までの経緯は、

1月13日 議案の依頼(開催予定日が明記してある)

2月17日 市長会・幹事会開催通知

2月24日 議案提出期限

3月15日 提出議案送付

4月7日 市長会出欠報告期限

4月16日 幹事会

4月26日 会議資料配布

4月28日 市長会議

となっており、4月7日には市長の出席報告がされている。

(4) 市有自動車の規程について

瑞穂市には、市有自動車の管理及び運行に関する規程はなく、「瑞穂市有自動車安全運転管理規程」で安全運転管理者等の承認を得て使用することが定められているが、市長専用車は例外とされている。

(5) 平成22年4月27日の市長専用車の運行について

運行日誌及びETCカード利用明細から、27日は中部国際空港へ運行されている。これは、23日の打合せで、中部国際空港への「送り」はなく、平成22年度定例第1回岐阜県市長会議の事前調整を車中で行うため、27日の「迎え」だけを決定している。午前10時30分に市役所を出発し、空港で市長と議長を乗せて自宅へ送り、午後2時45分に帰庁している。走行距離については、運転日誌の記載誤りと思われるため正確な距離は計り知れないが、カーナビゲーションで調べてみると、瑞穂市役所から中部国際空港までの片道が85kmで往復170kmとなる。帰りは、市長と議長を送り届けているので、請求人が主張する194kmは妥当な数値と思われる。

(6) 同乗者の出張について

この「迎え」にあたっては、23日の打合せで、28日の平成22年度定例第1回岐阜県市長会議の事前調整を車中にて行うことも決まっており、企画部秘書広報課長が同乗している。「瑞穂市職員等の旅費に関する条例」によれば、「出張」とは、「職員が公務のため一時在勤公署を離れて旅行すること」であり(第2条第1項第4号)、職員が出張する場合は、任命権者

若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない（第4条第1項）、旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない（同条第4項）とされている。旅行命令権者が誰であるかについては、「瑞穂市事務決裁規程」で定められている。同課長の旅行命令権者は企画部長である。しかし、旅行命令簿等は存在していない。

2 判断

請求の要旨及び理由、請求人の陳述、関係職員の事情聴取並びに関係書類から判断した結果は、次のとおりである。

(1) 平成22年4月25日から27日にかけての市長の海外視察が公務（公的）に含まれるか否かについて

市長の職は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づき選出された公職であり、市民の信託を受けた市長の職責は重い。地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の2の規定の趣旨から、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負うものである。また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号に規定する特別職であることから、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けない。したがって市長の勤務時間は、法律又は条例で特に規定されていないため、常時が公務ともいえる。

地方自治法第232条の規定によれば、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁するものとされているが、視察に係る旅費は公費から支払われていない。

秘書広報課の説明によれば、市長の海外視察における基準・規定はなく、今回の視察に同行したメンバーには公職に関係しない者がいたとのことだった。

以上からすると、公務であったとは判断しがたいところである。

しかし、市長と議長の連名で「南通市と瑞穂市との交流について」（平成23年1月27日付）の文書が送られている。そこには、

「先般、私達が南通市を訪問した際は、熱烈な歓迎と心温まるもてなしをいただき、心より感謝申し上げます。

その際行われた南通市陳副市长、姜如皋市長らとの会談は、大変有意義なもので、交流を通じた平和的友好、平等互惠、相互信頼に基づき、それぞれの立場を尊重しながら、友好を深めていくことを話し合いました。」

と書かれている。この内容からすると、この海外視察は私的であったとは言い切れない部分もある。

(2) 平成22年4月27日の市長専用車の運行について

市長専用車は、市長の職務遂行の特殊性を勘案して配置されているもので、一般の職員が公用車を使用する場合と同様に解することは妥当性を欠くこととなると考えられる。したがって、市長が市長専用車を使用する際の妥当性については、公務日程の円滑な遂行や危機管理上の必要性、警護上の必要性などを考慮したうえで総合的に判断されるべきである。

平成22年度定例第1回岐阜県市長会議の資料が4月26日に送付され

てきており、事前調整は27日の帰国後から28日の開会までの時間しかなかったことを勘案すると、空港からの帰りの車中で行うことは公務的に相当すると思われる。したがって、私的に利用したものとはいえない。

(3) 同乗者の出張について

「瑞穂市職員等の旅費に関する条例」によれば、職員が出張する場合には、旅費の支給がない場合でも、旅行命令権者の旅行命令等によって行わなければならない、旅行命令等を発するときは旅行命令簿等によらなければならない。しかしながら、市長を送迎する場合の同乗者には旅費が支給されていないためなのか慣例として旅行命令簿等の作成が省略されている。

ところで、判例（平成12年3月31日東京地裁）によると、「旅行命令簿が存在すれば、当該旅行は公務に行われたものと推認が働くということではできるものの、逆に旅行命令簿が存在しないからといって、直ちに、当該旅行が公務ではなく、私的なものであるとの帰結をもたらすものとはいえない。」としている。

これに基づき判断すると、秘書広報課長の事情聴取では、「平成22年度定例第1回岐阜県市長会の事前調整をしていた」と説明していることから、出張命令簿がなかったこと的事实をもって公務性がないとはいえない。

(4) 市長専用車の減価償却費について

請求人は陳述において、減価償却費の返還も求めている。そもそも減価償却とは、固定資産の価値が時の経過及び利用に従って減耗するため、その減耗分を費用ととらえて耐用期間に配分して会計処理することを言うものである。従って、地方自治法第242条第1項に規定する請求の対象に該当しないので却下する。

3 結論

以上、監査委員の権限の範ちゅうにおける監査を行った結果、本件監査請求に係る市長専用車の使用に関して支出した一切の経費等が違法又は不当な支出であるとの請求人の主張には理由がないものと判断する。

4 意見

次の通り意見を付す。

- (1) 市長の海外視察は、就任以来4回されており、すべて私費で渡航されている。中には、明らかに公務と思われる視察もある。今後は、公務と判断できる場合には事前の周到な準備と視察後の十分な報告をしていただき、公務に係る経費については公費で負担するよう検討願いたい。私的な視察とする場合は、市民に誤解を招かないよう細心の注意をいただきたい。
- (2) 市長の公務日程については、万全の調整をしていただきたい。今回の場合、1月13日には4月28日に市長会が開催されることは分かっていたことであり、調整には十分な時間があったと判断する。4月7日時点では市長会議に出席することが決まっていたにもかかわらず、上記のような職務代理者の告示及び動静になったこと自体が理解不能である。
- (3) 市長専用車については、使用の際の基準の明確化、運転日誌の詳細な記載など市民に理解を得られるよう努められたい。
- (4) 出張については、旅費の支給の有無に関わらず、旅行命令権者の旅行命令等によって行わなければならない、旅行命令等を発するときは旅行命令簿

等によらなければならない。「瑞穂市職員等の旅費に関する条例」の目的は、公務の適切な運営に資することと市費の適正な支出を図ることであるが、旅行命令簿等は、職務専念義務や服務規程、さらには公務災害にも関係すると考えられるので、全庁的に適正な事務処理をされたい。